

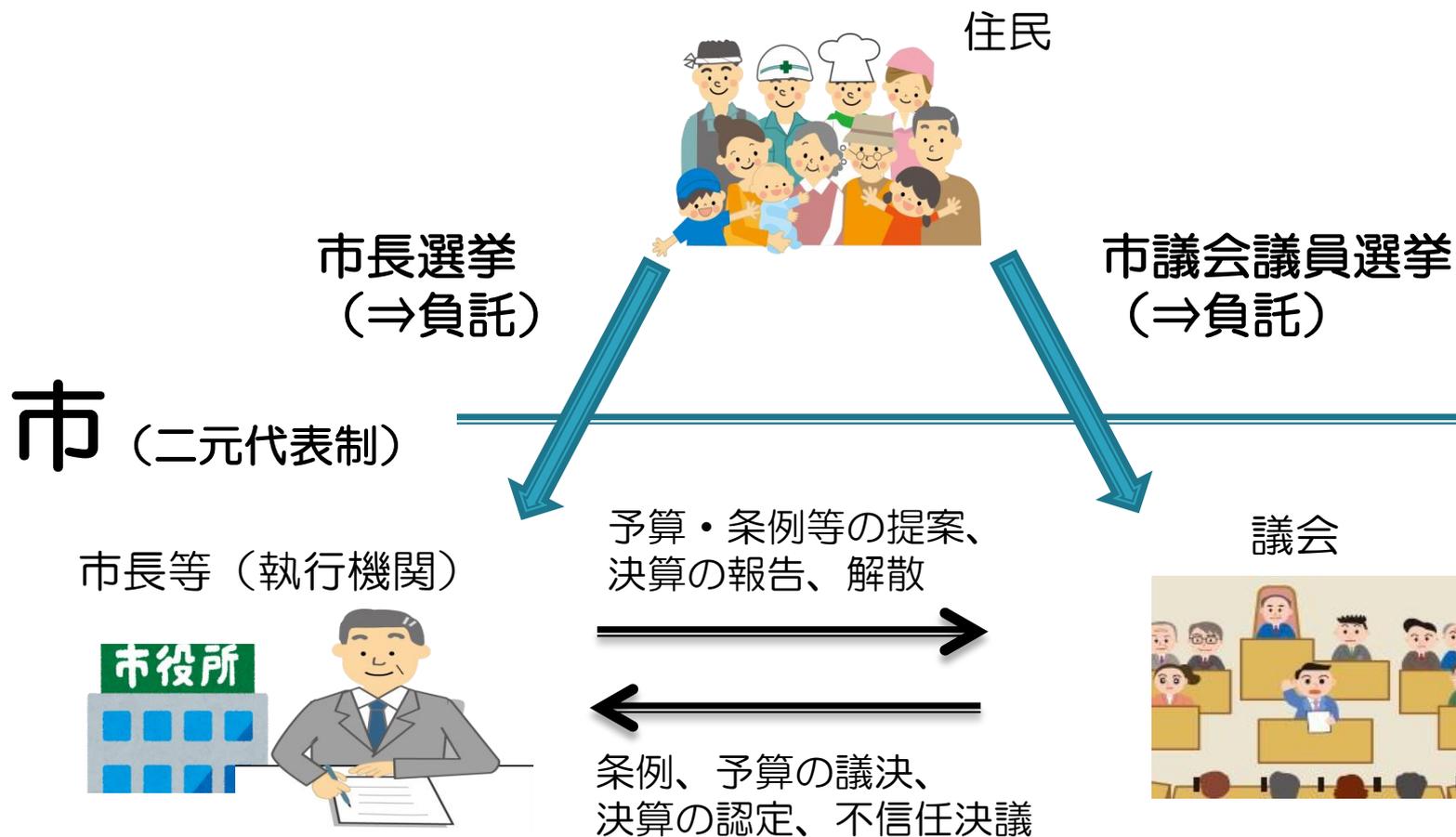
# 二元代表制について

コミュニティ推進課

# 二元代表制とは

住民が直接選挙で、首長（市長）と議会の議員（市議会議員）を別々に選ぶ制度

# 二元代表制とは②



# 執行機関とは

## 【執行機関】

○首長（市長）

## ○委員会及び委員

政治的中立性や公平性が求められる分野  
や、慎重な手続きを必要とする特定の分  
野に限って設置されるもの  
教育委員会、選挙管理委員会など

## 【補助機関】

副市長、会計管理者、  
部・課（職員）など

## 【附属機関】

執行機関が担当する事項について  
調停・審査、審議、調査等を行う機関  
古賀市自治基本条例(仮)策定委員会、  
環境審議会など

# 二元代表制のポイント

- 共に住民の代表であること
- それぞれが住民の意思を直接反映させることで、より民主的な政治・行政が期待できる。
- それぞれが独立の立場において相互にけん制・抑制し、均衡の関係を保持することで、公正で円滑な行政運営が図られる。
- 首長（市長）を議会から独立させ、一定期間の任期を保障することで、計画的で効率的な行政運営を実現できる。

# 自治基本条例との関連

